

安全保障理事会決議 2048 (2012)

2012年5月18日、安全保障理事会第6774回会合にて採択

安全保障理事会は、

ギニアビサウにおける状況に関する2012年4月21日の安保理議長声明(S/PRST/2012/15)および4月12日と5月8日の報道声明を想起し、

ギニアビサウにおける民主的な選挙過程の結果を損なう、軍事指導者による4月12日の軍事クーデターおよびクーデターの実行者による「軍事司令部」の設立についての安保理の強い非難をくり返し表明し、

アフリカ連合(AU)、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)、ポルトガル語諸国共同体(CPLP)、ヨーロッパ連合(EU)および平和構築委員会(PBC)を含む、国際社会による軍事クーデターについて完全に一致した非難を想起し、

現在の危機に対応するAU、ECOWAS、CPLPおよびEUによる取組並びに最近の軍事クーデターへの対応におけるECOWASにより主導された仲介努力に留意し、

憲政秩序を回復したギニアビサウの政治的、安全上のそして開発の課題に対処する同国を支援する包括的安定戦略を策定するため国際的なパートナーの間の積極的且つ緊密な調整の必要性を強調し、

現在の危機に対する安全保障理事会の対応を求めるギニアビサウ政府の求めに留意し、

暫定大統領ライムンド・ペレイラ、首相カルロス・ゴメス・ジュニアおよび他の拘束された高官の解放に留意し、

憲政秩序の直ぐの回復、合法的な民主的ギニアビサウ政府の復権および軍事クーデターにより妨害された選挙過程の再開を求める、安保理の要求への注意に対する「軍事司令部」の継続的拒否を憂慮し、

ギニアビサウにおける状況に関する事務総長特別報告書(S/2012/280)において指摘されたように、国家資産を含む略奪、恣意的な拘束を含む人権侵害と虐待、拘束期間中の違法な取扱、平和的な示威活動の抑圧および数多くの個人に対して「軍事司令部」により課された移動の自由に関する制限の事例についての報告に懸念を表明し、またそのような侵害と虐待に責任を有する者が責任を問われなければならないことを強調し、

女性および子どもに対するものを含む、あらゆる暴力行為への安保理の非難を確認し、また暴力を防止するための必要性を強調し、

クーデターを原因とする心配な人道状況と同国における経済活動に関するその悪影響に深い懸念をもって留意し、

ギニアビサウにおける長期の安定のための決定的な要素として、ギニアビサウ/ECOWAS/CPLP 行程表において予想されたような、治安部隊について効果的且つ責任を有する文民統制を含む、治安部門改革実行の重要性を強調した国家機関と一般住民を保護するギニアビサウの警察部隊の責任を強調し、

ギニアビサウにおける政治過程においてくり返される軍事的指導力の違法な介入を憂慮した政治における軍事の介入およびギニアビサウにおける違法な薬物取引と組織犯罪の影響が、法の支配と良い統治を確立した刑事責任の免除と汚職に取り組む努力を無視できないほど邪魔していることに懸念を表明し、

ギニアビサウと準地域に関する違法な薬物取引と組織犯罪の悪影響について、深刻な懸念を表明し、

軍事クーデターの結果として違法な薬物取引が増加する可能性について深い懸念を表明し、

ギニアビサウにおける不安定に対するあらゆる永続的解決が、刑事責任の免除と闘うための具体的な行動を含むべきことまた政治的に動機付けられた暗殺および違法薬物取引関連活動のような他の重大な犯罪並びに憲政秩序の破壊に責任を有する者が訴追されることを確保すべきことを強調し、

ギニアビサウにおける恒久的な社会的および経済的開発のための安定と良い統治の重要性を更に強調し、

ギニアビサウの主権、統一および領土保全を支持し且つ尊敬する必要性を再確認し、

国際連合憲章の下での国際の平和および安全の維持に関する安保理の主要な責任に留意し、

国際連合憲章の第7章の第41条にもとづいて行動して、

1. 軍事司令部が、全ての兵士を兵舎に戻すことを確保することにより、民主的選挙過程を含む、憲政秩序を回復し且つ尊敬する措置を直ちに講じること、および「軍事司令部」の構成員が、権力機関におけるその地位を放棄することを、要求する。

2. 全ての国内の利害関係者およびギニアビサウの国際的な二国間と多数国間の協力機関が、上記第1項で確認されたように、憲政秩序の回復に引き続きかかり合う必要性を強調した、この文脈で、ECOWAS に対し、国際連合、AU および CPLP と緊密に調整して、憲政秩序の回復を目的としたその仲介努力を続けることを奨励する。

3. 事務総長に対し、国際的な二国間と多数国間の協力機関、とりわけ AU、ECOWAS、CPLP および EU の各々の立場を調和させるために、この過程に積極的に関与し、また治安部門改革、政治的や経済的な

改革、薬物取引と闘うことおよび刑事責任の免除と闘うことを実施することを目的とした具体的措置を伴った、包括的な統合戦略を策定する目的で、国際的な取組の最大限の調整と補完を確保することを要請する。

## 渡航禁止

4. 全ての加盟国が、この決議の添付資料に掲げるまたは下記第9項に従って設立された委員会により指定された個人の自国領域への入国若しくは通過を防止するために必要な措置を講じるものとすることを決定する。ただし、本項は、自国領域へ入国する自国民を拒否することを国に義務づけるものではない。

5. 上記第4項により課せられる措置は、以下のことに適用されないものとすることを決定する。

(a) そのような渡航が、宗教的義務を含む、人道上の必要性の理由で正当化されると個別の案件に応じて同委員会が決定した場合。

(b) 入国または通過が、司法上の過程の遂行のために必要な場合。

(c) 免除が、ギニアビサウにおける平和と国民和解の目的および同地域における安定を助長するであろうと個別の案件に応じて同委員会が決定した場合。

## 指定基準

6. 第4項に含まれた措置は、第9項(b)に従って、委員会により指定された個人に適用されるものとする。

(a) 憲政秩序の回復を妨げることを求めまたはギニアビサウにおける安定を損なう行動を講じる者、とりわけ2012年4月12日のクーデターにおいて指導的役割を果たした者およびその行動を通して、法の支配を損なうこと、一般市民の権力の優越を奪うことそして同国における刑事責任の免除と不安定を助長することを目的とする者。

(b) 上記(a)で特定された個人の為にまたは代わって若しくはその指示で行動する者あるいは他の支援や資金提供する者。

7. そのような支援や資金提供の手段は、ギニアビサウを原産地とした同国を通過する麻薬およびその前駆物質の違法栽培、生産および取引を含む、組織犯罪からの収益を含む、がこれに限定されるものではない、ことに留意する。

8. 加盟国に対し、上記第6項に規定された基準を満たす個人の名前を同委員会に提出することを強く奨励する。

## 新制裁委員会

9. 以下の任務を遂行する、安保理の全理事国で構成する安全保障理事会委員会（以下「同委員会」とする）を、安保理仮手続規則の規則28に従って、設立することを決定する。

- (a) 第4項で課せられた措置の履行を監視すること。
- (b) 第4項で課せられた措置を必要とする個人を指定することおよび上記第5項に従って免除のための要請につき検討すること。
- (c) 上記で課せられた措置の履行を促進するために必要となるような指針を制定すること。
- (d) 最初の報告のためにその活動について安全保障理事会に30日以内に報告することそしてその後は同委員会により必要と見なされる場合に報告すること。
- (e) 同委員会と利害関係加盟国並びに国際的、地域的および準地域的機構、とりわけ同地域におけるそれらとの、措置の履行を討議するため同委員会と会合するためにそのような国家または機構の代表を招請することを含む、対話を奨励すること。
- (f) 全ての国家並びに国際的、地域的および準地域的機構から、上記で課せられた措置を効果的に履行するために、それれにより取られた行動に関して有益に検討できるどんな情報でも求めること。
- (g) 本決議に含まれた措置の申し立てられた違反または不遵守に関する情報について検討し且つ適切な行動を取ること。

10. 全ての加盟国に対し、第4項を効果的に履行する目的で加盟国が取った措置について、本決議の採択から120日以内に、同委員会に報告することを求める。

11. 事務総長に対し、本決議の採択から15日以内に、上記第1項の履行について最初の報告を、そしてその後は90日毎に、決議のあらゆる要素の履行についてのまたギニアビサウにおける人道状況についての定期報告を、安保理に提出することを要請する。

#### **再検討に対する約束**

12. ギニアビサウにおける事態を継続的な検討の下に置き続けるものとした同国の安定、憲政秩序の回復において達成された進展に照らして、いつでも必要とされる場合には、武器禁輸や金融措置のような追加措置を通じた強化、修正、措置の停止または解除を含む、本決議に含まれた措置の適切さを本決議に一致して、再検討する準備があるものとすることを確認する。

13. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。

## 添付資料

### 渡航禁止

#### 1. アントニオ・インジャイ (INJAI) 将軍 (別名：インジャイ (INDJAI))

国籍：ギニアビサウ

生年月日：1955年1月20日

誕生地：ギニアビサウ、オイオ州、ビッソラ地区、エンチェイア

両親：ワスナ・インジャイおよびキリチェ・コテ

役職：中将－陸軍参謀長

旅券：外交旅券 AAID00435

旅券発行日：2010年2月18日

旅券発行場所：ギニアビサウ

旅券失効日：2013年2月18日

アントニオ・インジャイは、カルロス・ゴメス・ジュニア首相と当時の陸軍参謀長ホセ・ザモラ・インデュタの違法な拘引で最高潮に達した、2010年4月1日の反乱の立案および指導に個人的に関与した。2012年の選挙期間中、陸軍参謀長としての資格で、インジャイは選出された権力機関を転覆した選挙過程に終わりをもたらすと脅している声明を出した。アントニオ・インジャイは、2012年4月12日のクーデターの作戦行動上の計画立案に関与してきた。クーデターの後で、「軍事司令部」による最初のコミュニケは、インジャイ将軍が指導する陸軍参謀部により出された。

#### 2. ママドゥ・トゥーレ少将 (別名：エン・クルマ)

国籍：ギニアビサウ

生年月日：1947年4月26日

役職：陸軍参謀次長

旅券：外交旅券 DA0002186

旅券発行日：2007年3月30日

旅券発行場所：ギニアビサウ

旅券失効日：2013年8月26日

2012年4月12日のクーデターに責任を負う「軍事司令部」の構成員

#### 3. エステヴァオ・ナメナ将軍

国籍：ギニアビサウ

生年月日：1956年3月7日

役職：陸軍監察官

2012年4月12日のクーデターに責任を負う「軍事司令部」の構成員

#### 4. イブライマ・カマラ准将 (別名：パパ・カマラ)

国籍：ギニアビサウ

生年月日：1964年5月11日

両親：スアレバ・カマラとサレ・ケイタ

役職：空軍参謀

旅券：外交旅券 AAID00437

旅券発行日：2010年2月18日

旅券発行場所：ギニアビサウ

旅券失効日：2013年2月18日

2012年4月12日のクーデターに責任を負う「軍事司令部」の構成員

4. ダバ・ナウアルナ中佐（別名：ダバ・ナ・ワルナ）

国籍：ギニアビサウ

生年月日：1966年6月6日

両親：サンバ・ナウアルナとインーウァスネ・ナンファフェ

役職：「軍事司令部」の報道官

旅券：一般旅券 SA000417

旅券発行日：2003年10月29日

旅券発行場所：ギニアビサウ

旅券失効日：2013年3月10日

2012年4月12日のクーデターに責任を負う「軍事司令部」の報道官